



学校における新型コロナウイルス感染拡大防止 ガイドラインの改訂【第8版】について

●改訂理由

保健所が濃厚接触者の特定を中止したため

●改訂点

9月6日版【第8版】主な改訂点（追加）

5 陽性者及び濃厚接触者等発生時の保護者・学校・関係機関の対応について

- ①本人が陽性となった場合に、学校教育活動内での濃厚接触者の候補者の有無を学校と市教育委員会で判断する。
- ②本人が陽性となった場合、原則、7日間その学級等を閉鎖する。
当該学級等の中で新たに陽性者が発生した場合や発熱等の症状が現れた児童生徒がいる場合、延長することもある。
- ③同居人が陽性者となった場合、原則、3日間健康観察重点期間とし、その学級等を閉鎖する。
当該学級等の中で新たに陽性者が発生した場合や発熱等の症状が現れた児童生徒がいる場合、延長することもある。
ただし、期間内にPCR検査等で結果が陰性となった場合はその時点で解除する。

●適用開始日

令和3年9月6日（月）から

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本356 京葉ガスF松戸ビル4階

松戸市学校教育課 学務課 ☎047-366-7457

FAX 047-368-6616 ✉ mcgakumu@city.matsudo.chiba.jp